

平成27年度 第1回大崎上島町総合教育会議 議事録

1 日時 平成27年9月25日(金) 午後4時～午後4時30分

2 場所 大崎支所302会議室

3 出席者 (構成員)

大崎上島町長 高田 幸典

大崎上島町教育委員会

教育長 出口 一伸

教育長職務代理者 北山 博子

委員 幸家 大

委員 森下 立身

委員 藤原 龍秀

(構成員以外)

大崎上島町教育委員会

総務課長 越田 宏行

社会教育課長 多武保 清美

事務局職員 1名

4 傍聴人 なし

5 会議内容

午後4時開会

(開会)

総務課長

ただいまから、平成27年度第1回大崎上島町総合教育会議を開会いたします。開会にあたり町長からあいさつをお願いいたします。

(町長あいさつ)

高田町長

第1回大崎上島町教育総合会議への出席、ご苦労さまです。わたし達の町を教育の町としてアピールしていきたいと思っています。町の教育の発展のため、みなさんと一緒に取り組んで参りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

総務課長

ありがとうございました。続きまして、教育長からあいさつをお願いいたします。

(教育長あいさつ)

出口教育長

みなさん、こんにちは。町長様には就任以来、教育行政の推進にあたり、温かいご支援を頂きまして誠にありがとうございます。法改正により、総合教育会議を設置したわけではありますが、以前から、町長様との意見交換の場を持たせて頂いておりましたので、今回は法整備により連携の場が整備されたと思っております。総合教育会議を通して子ども達、ひいては教育全般、大崎上島町の発展に繋がると良いなと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

総務課長

ありがとうございました。本日は第1回目の総合教育会議ですので、ほかの教育委員の皆様からも簡単に自己紹介をお願いいたします。北山委員さんから順次お願いいたします。

北山委員

昨年度から引き続き教育委員をさせて頂いております北山です。本年度は教育長職務代理者をさせて頂いております。よろしくをお願いいたします。

藤原委員

今年の6月から教育委員をさせて頂いております藤原です。まだ、3、4ヶ月でわからないところがありますが、勉強しながら精一杯務めさせて頂きたいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

森下委員

3年目を迎えます委員の森下です。まだまだ、わからない事がたくさんありますが、一生懸命勉強して教育のためになれるよう努力したいと思います。よろしくをお願いいたします。

幸家委員

5年目になります幸家です。教育に関して尽くしていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

(協議事項)

総務課長

それでは、協議に入ります前に、私から総合教育会議の設置について御説明をさせていただきます。御存じのように本年4月から教育委員会制度改革がスタートし、全ての地方公共団体に総合教育会議が設置されることになりました。設置の趣旨ですが、総合教育会議という公の場で町長と教育委員会が教育行政について協議、調整することによって教育政策の方向性を共有し、一致して執行することが可能になるといった点などが挙げられます。

まず、設置根拠についてですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第1条の4でございます。法律につきましては、資料の1ページをご覧ください。同条の概要ですが、第1項において、協議調整する事項として、教育に関する大綱の策定、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、児童・生徒等の生命、身体の保護等、緊急の場合に講ずべき措置が挙げられております。

なお、文部科学省の通知において教書採択や個別の教職員人事については、特に政治的中立性の要請が高い事項であり、総合教育会議での議題とすべきではないとされております。

第2項では、会議は町長及び教育委員会で構成されることが規定されております。第3項では、総合教育会議は町長が招集すること、第6項では、会議は原則公開とすること、第7項では、議事録の作成と公表、第8項では、調整結果についての尊重が規定されております。また、第9項において、会議の運営に関して必要な事項を総合教育会議で定めることとされており、本日の会議において設置運営要綱（案）について、協議をお願いしたいと考えております。以上で説明いたします。

これまでの説明に対して御質問、御意見はございませんでしょうか。

（質疑なし）

それでは次に、協議に入ります。

協議1 大崎上島町総合教育会議設置運営要綱について議題といたします。なお、この議題までを私のほうで進行させていただきます。

それでは、協議1大崎上島町総合教育会議設置運営要綱について、御説明申し上げます。この協議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第9項に基づき、会議の運営に関して必要な事項を総合教育会議で定めるものです。

要綱（案）につきましては、資料の2ページをご覧ください。要綱（案）の概要ですが、第1条では、この要綱が法第1条の4第1項に基づき設置されることを規定しています。第2条では、会議の所掌事務について規定しています。第3条では、町長と教育委員会で構成することを規定しています。第4条では、会議の招集及び公表について規定しています。第5条では、会議の議事進行は町長が行うことを規定しています。第6

条では、会議を非公開で行う場合は、あらかじめその旨を公表することなどを規定しています。第7条では、会議の傍聴は別に定めることを規定しています。第8条では、議事録の記載内容を規定するとともに、公表することを規定しています。第9条では、会議の事務局を教育委員会事務局総務課に置くことを規定しています。第10条では、会議の運営に関し必要な事項は、町長が会議に諮って定めることを規定しています。

次に大崎上島町総合教育会議傍聴取扱要領(案)について、ご説明申し上げます。資料の4ページをご覧ください。第1条に要領の目的を定めております。第2条に傍聴の手続を定めております。第3条に傍聴の禁止を定めております。第4条に傍聴人の守るべき事項を定めております。第5条に違反に対する措置を定めております。第6条に退席を定めております。第7条に町長の指示を定めております。以上で説明いたします。

それでは、御質問、御意見をお願いいたします。

(質疑なし)

無いようですので、協議1については原案のとおり承認することに協議が調いました。資料の案の文字を消してください。ただいま要綱が承認されましたので、要綱第5条の規定により、これより町長が議事を進行いたします。

高田町長

それでは、これより私が議事進行を行います。協議2教育に関する大綱の策定について、事務局から説明をいたします。

総務課長

それでは、協議2教育に関する大綱の策定について、御説明申し上げます。

この協議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定する、町長が定める教育に関する大綱の策定について、同条第2項の規定に基づき、総合教育会議において協議するものです。

資料の5ページをご覧ください。大綱の策定(案)についてですが、大崎上島町第2次長期総合計画の「基本目標2 地域を愛する人を育てるまち」をもって大綱に代え、期間を平成27年度から平成31年度の5年間としております。

本町の第2次長期総合計画は平成26年度に策定を行い、計画期間を平成27年度から平成36年度の10か年としています。この中に大綱で定めることになっている地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針が定められています。したがって、現在の長期総合計画をもって大綱に代え、教育行政を推進することが適当と考えます。

また、期間につきましては、国からの通知によりますと4～5年を想定していること、

また、町の長期総合計画の具体的な目標を5年後と10年後に定めていることから5年としています。

なお、目標につきましては、教育行政の目標として、より効果的なものに変えることが必要と考えます。よって、目標は「ふるさとを愛し 大崎上島の未来を担う 人材の育つまち」としています。以上で説明いたします。

高田町長

それでは、ただいまの説明で御質問、御意見はありませんか。

(質疑なし)

原案どおり大崎上島町教育大綱を制定することよろしいですか。

(異議なし)

異議がないようなので、原案どおり大崎上島町教育大綱を制定します。

以上で協議を終了いたします。

(その他)

高田町長

それでは、次回開催について事務局より説明いたします。

総務課長

総合教育会議の定例での開催は、9月か10月頃に毎年度1回の開催を考えています。

高田町長

間でもう1回開催し、年2回の開催が良いと思いますが、いかがですか。

(異議なし)

高田町長

それでは、年2回の開催ということで、次回開催については事務局と調整いたします。

本日の協議は全て終了しました。

これもちました第1回総合教育会議を閉会いたします。

午後4時30分閉会